

大槌町告示第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定のに基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 7 日

大槌町長 平野 公三



1. 都市計画の名称

大槌都市計画 用途地域

2. 都市計画を変更する土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町小鎗第 26 地割の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町小鎗第 32 地割の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町上町の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 16 地割の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 22 地割の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 25 地割の各一部の区域

岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目の各一部の区域

3. 縦覧場所

大槌町役場 2 階 地域整備課